

議案第 1 号

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する
よう市長に申し入れることについて

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成 29 年 10 月 24 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年茂原市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の」を「、次の」に、「1600 番地」を「1741 番地 1」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「その定数は」を「、その定数は」に改める。

第 6 条第 3 項中「教育委員会」を「茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第 7 条第 1 項中「所定の事項を付し」を削り、「館長」を「教育委員会」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項中「館長は管理上」を「教育委員会は、管理上」に改め、同条第 2 項中「次の」を「教育委員会は、使用者が次の」に改める。

第 9 条第 1 項中「館長」を「教育委員会」に、「場合使用」を「場合は、使用」に改め、

同条第2項を次のように改める。

2 前項の使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

第10条第1項中「公民館」を「市長は、公民館」に、同項ただし書中「教育委員会が別に」を「市長は、別に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条）

茂原市公民館使用料

単位：円

区分		午前8時30分から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
中央公民館	大会議室	540	640
	小会議室	270	320
	研修室	270	320
	調理室	640	770
	講座室	430	510
	ギャラリー	430	—
	冷暖房料	使用料の3割の額	
本納公民館	多目的ホール	830	1,000
	会議室	320	380
	研修室	270	320
	調理室	640	770
	音楽室・プレイルーム	600	720
	冷暖房料	使用料の3割の額	
鶴枝公民館	大会議室	540	640
	小会議室	320	380
	研修室	160	190

料理実習室	640	770
講座室	270	320
冷暖房料	使用料の3割の額	

備考 市外居住者が使用する場合は、この表に定める使用料の5割を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由 茂原市役所本納支所・茂原市本納公民館複合施設の建設による位置の変更及び茂原市本納公民館の新治分館を廃止することに伴い、所要の改正をするものです。